

中部で新条例・要綱が次々施行

中部地域は関東圏の産廃の受け皿として機能する一方、自動車産業など、地場産業から発生する産廃も多い。また近畿圏からの流入もあり、国内における処理の一大拠点ともいえる。その中部地域では、近年の大規模不法投棄などの発覚を受け、より不不正処理防止のための対策を強化する方向にある。愛知はもとより岐阜県、三重県でも新条例を制定し、保管や処理の透明性向上、地域住民との融和のための対策が盛り込まれている。

保管や処理の透明性向上

6つの柱で不不正処理防止を強化
産廃税のいち早い導入など、積極的な産廃入など、積極的な産廃行政を執り行う三重県。近隣県の有力な受け皿となつてくる大型処分場を有していることもあり、不不正処理の監視や防止のための規制強化にも力を入れている。

同県は今年4月1日、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例を施行した。産廃の発生現場以外での保管の届け出や処理実績報告の義務付け、県外からの指定特別管理産廃の搬入に関する届け出などを盛り込んだ。またPCB廃棄物の適正な管理や不不正処理防止のための土地所有者の義務など、新たな項目も新たに設けられた(詳細は表参照)。

新条例では、近年の発生場所以外で100平方メートル以上、4日以上保管をする場合に届け出を義務付ける(処理工場内の敷地は対象外)。

保管場所を事前に把握することで、保管物が自主努力では撤去不能な量になる前に適切な指導・対処に着手できる。県では2001年から、警察官を含めた20人体制で不不正処理の監視・指導を実施しており、条例との組み合わせでも効果的な防止につながることを目指している。

表 新条例に加えられた新たな項目

産業廃棄物の保管場所に係る届出	<ul style="list-style-type: none"> ●高汚染物の発生場所以外での保管場所の届出 ●届出義務違反に対する罰則【第9条】
指定特別管理産業廃棄物に係る報告等	<ul style="list-style-type: none"> ●県外の指定特別管理産業の県内搬入に対する事前の届出 ●届出内容等の関係自治体への通知と公表 ●未届出者の氏名等の公表【第9条-12条】
土地所有者等の義務	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地が産業廃棄物の処理を行う場合、土地の使用状況等の確認 ●不不正処理が行われた場合等の中止の請求と知事への通報 ●生活環境保全上の支障の除去への協力【第13条-15条】
産業廃棄物の処理状況等の透明化	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物処理業者が行った処理実績の届出と公表 ●未報告者の氏名等の公表 ●虚偽報告者に対する罰則【第18条】
行政処分等の公表	<ul style="list-style-type: none"> ●法に基づく命令、許可の取消し等の公表 ●命令に対する不服等審査の公表【第19条】
PCB廃棄物の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ●PCB廃棄物の発生型と種の事前届出 ●PCB廃棄物の搬入や解放の届出等に関する届出 ●PCB廃棄物の処分・搬出発生時の届出義務とその内容の公表 ●届出義務違反に対する罰則【第20条-22条】

同県は今年4月1日、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例を施行した。産廃の発生現場以外での保管の届け出や処理実績報告の義務付け、県外からの指定特別管理産廃の搬入に関する届け出などを盛り込んだ。またPCB廃棄物の適正な管理や不不正処理防止のための土地所有者の義務など、新たな項目も新たに設けられた(詳細は表参照)。